

平成 20 年度厚生労働省 老人保健健康増進等事業

認知症専門医療との連携や地域における共同研修のあり方等
地域包括支援センターを地域の中心とした
地域ケア体制の構築に関する調査研究事業

—認知症地域ケア体制構築を行う人材育成のあり方等検討委員会—

研究報告書

平成 21 年 3 月

社会福祉法人 浴 風 会

認知症介護研究・研修東京センター

はじめに

これまでのわが国の認知症対策は、認知症に対する医療体制の不足（専門医を提供する医師の不足、診断手法や治療法の未確立）もあり、認知機能の障害に伴って日常生活に支障をきたした人に対する介護サービスの提供を中心とした対応が行われてきた。具体的には、なじみの人間関係や居住環境の継続を重視した介護サービスを提供する地域密着型サービスの創設などにより、認知症ケアの普及は進められてきている。

しかしながら、認知症の早期に確定診断が的確に行われなかったり、その後の医療と介護の連携が不十分であったために、適切な治療や介護の提供が行われなかったという事例もある。

「このため、今後の認知症対策は、診断や治療にかかる研究開発の加速と併せ、本人やその家族、周囲の人々の気づきを早期の確定診断につなげることを出発点として、的確かつ包括的な療養方針を策定し、医療と介護の密接な連携のもとで適切な医療サービス、介護サービスを提供するとともに、本人やその家族の生活を支援し、その質を向上するための施策の流れを確立することが必要である。（認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト報告書 p 2）」と、厚生労働大臣の指示の下に設置された「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」において指摘された。

しかも、「認知症の早期発見・医療との連携を含めた地域包括ケア体制の強化」のためには、「地域における認知症ケアと医療との連携、認知症ケアや権利擁護業務にかかる専門的対応の支援を促進するため、新たに、認知症疾患医療センターと連携する認知症連携担当者（以下、連携担当者）を配置するとともに認知症サポート医との連携体制を構築する地域包括支援センターを整備することが求められる。」（認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト報告書 p 15）ようになった。

以上の背景を踏まえ、本事業においては、地域包括支援センターにおいて認知症疾患医療センターと連携する連携担当者を育成していくための人材の要件、人材育成に必要な研修のあり方を明らかにすることを目的としている。

目次

はじめ

第1章 事業の概要	1
第2章 連携担当者の役割と機能及び連携担当者に求められる能力	1
第1節 連携担当者の役割と機能	1
第2節 連携担当者に求められる能力	4
第3節 連携担当者の立場	5
第3章 連携担当者研修カリキュラムのあり方	5
第1節 研修の実施主体	5
第2節 研修の教育目標	5
第3節 研修の教育方針	6
第4節 受講対象者	6
第5節 研修期間	7
第6節 カリキュラムの具体的内容	7
第7節 研修のファシリテーター	14
第8節 研修の評価	14
第9節 連携担当者のフォローアップ体制	14
第4章 まとめ	14